

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起きは、そ  
の翌日が休日に當るときとす)

## 鳥取県告示第八百四十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十九条第三項の

規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日

鳥国医第一、九九五号 則 武 正 三 昭和五十年九月十日

" 第一、九九六号 畑 泽 幸 雄 "

" 第一、九九七号 青 山 安 治 "

" 第一、九九八号 犬 山 俊 一 "

" 第一、九九九号 条 数 俊 秀 "

" 第二、〇〇〇号 平 井 啓 介 "

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会  
の委員の選挙に係る選挙人名簿の縦覧

道路の区域の決定  
道路の供用の開始

県道の路線の廃止

基本測量の終了  
基本測量の実施

土地改良事業計画の適否の決定(八件)

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する  
利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱の一部改正

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

◇告 示

目 次

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

告 示

鳥国歯第 三川山邸	民 本 和 子	"	
鳥国医第 一、〇〇一邸	森 雅 晴	"	十一戸
鳥国薬第 三川山邸	大 村 大 四 郎	"	十一戸
鳥国医第 一、〇〇三邸	山 西 陽 子	"	十一戸
" 第 一、〇〇四邸	大 濱 满	"	
" 第 一、〇〇六邸	能 美 俊 典	"	
" 第 一、〇〇七邸	富 長 瑞 稔	"	
" 第 一、〇〇八邸	恩 田 健 史	"	
鳥国薬第 三川山邸	常 田 亨 祥	"	十六戸

別記様式第1略の記のとおり(注)の欄を次のものに改めよ。

区 分	被害農林漁業者等への貸付利率(年%)	補助割合(年%)		
		国	県	市町村
昭和45年8月の暴風雨等及び昭和46年8月上旬の暴風雨の資金の場合	経営資金	3.0以内の場合	3.9	1.4
昭和47年6月及び7月の豪雨等の資金の場合	経営資金	5.5以内の場合	1.75	1.15
昭和48年6月下旬から9月上旬までの期間内における長期にわたる干ばつの資金の場合	経営資金	3.0	3.9	1.4
昭和50年5月21日から6月9日までの間の降雨による天災の資金の場合	事業資金	6.2以内の場合	1.65	1.1
		5.2 "	2.15	1.43
		3.0 "	4.225	1.517
		6.2 "	1.15	0.76
		6.2 "	0.39	2.3

昭和五十年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

## 鳥取県告示第八百四十九号

おいて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月八日付けで閔金土地改良区から申請のあつた土地改良（

昭和五十年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

本村地区土地改良施設維持管理）事業については、審査の結果その計画を

適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十

八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり

告示する。

昭和五十年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市鴨河内九八三一一番地

若土土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第八百五十号

昭和五十年八月五日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（西鴨地区

農業用排水）事業については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

若土地区農道舗装）事業については、審査の結果その計画を適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第七項に

三

- 二　縦覧に供する期間**  
昭和五十年十月四日から二十日間  
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 三　縦覧に供する場所**  
倉吉市役所
- 四　異議の申出**
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第八百五十二号**  
昭和五十年六月十日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（今泉地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十年十月三日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一　縦覧に供する書類の名称**  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間**  
昭和五十年十月四日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所**  
大栄町役場
- 四　異議の申出**
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第八百五十四号**  
昭和五十年八月二十二日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（谷川地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお
- 一　縦覧に供する書類の名称**  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間**  
昭和五十年十月四日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所**  
三朝町役場
- 四　異議の申出**
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三  
溝口町役場

昭和五十年十月四日から二十日間  
溝口町役場

一　縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

二　縦覧に供する期間

昭和五十年十月四日から二十日間

三

縦覧に供する書類の名称

溝口町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四

異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三

縦覧に供する書類の名称

溝口町役場

鳥取県告示第八百五十五号

昭和五十年八月二十二日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（大倉地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三  
溝口町役場

一　縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

二　縦覧に供する期間

鳥取県知事 平 林 鴻 三  
溝口町役場

一　縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間

昭和五十年十月四日から二十日間

三　縦覧に供する書類の名称

溝口町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第八百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百十三条の二第一項の規定に基づき、日南町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年十月三日

鳥取県知事 平林鴻三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
神福地区農道整備事業	昭和五十年五月二十六日

## 鳥取県告示第八百五十八号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十月三日

鳥取県知事 平林鴻三

一 作業種類	基本測量（二万五千分之一地形図修正測量）
二 作業地域	鳥取市、岩美町、福部村、国府町、郡家町、船岡町、八東町及び若桜町
三 終了年月日	昭和五十年九月十二日

## 鳥取県告示第八百六十号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

昭和五十年十月三日

鳥取県知事 平林鴻三

番号整理	路線名	終点	起点	重要な経過地
239	大坪隼停車場線	八頭郡郡家町大字大坪	八頭郡船岡町大字見櫻中	

## 鳥取県告示第八百五十九号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十月三日

鳥取県知事 平林鴻三

- 一 作業種類
  - 二 作業期間
  - 三 作業地域
- 昭和五十年十月十六日から昭和五十年十月三十日まで
- 倉吉市、大山町、名和町、中山町、赤崎町、東伯町、大栄町、北条町、関金町、羽合町、泊村、東郷町、三朝町及び青谷町

## 鳥取県告示第八百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

番号	路線名	終点	起点	整理	
				点	重要な経過地
165	西御門隼停車場線	八頭郡郡家町大字西御門	八頭郡船岡町隼停車場		

## 鳥取県告示第八百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十年十月三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

県道 種類	路線名	区	間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
大坪隼停車場線	八頭郡郡家町大字大坪字上小路九一番の二の先から八頭郡見中字堅繩一七八番の一の先まで	○・八		○・八	六、五七四
八番の一の先まで	船岡町大字見中字堅繩一七	二六・〇			

## 鳥取県告示第八百六十四号

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十二条第一項の規定により、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

昭和五十年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第八百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十年十月三日から二週間鳥取県土木部道路課に

おいて一般の縦覧に供する。

昭和五十年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

県道 種類	路線名	区	間	供用開始の期日
大坪隼停車場線	八頭郡郡家町大字大坪字上小路九一番の二の先から同町大字花原字宮ノ前一九番の四の先まで	八頭郡郡家町大字西御門字大谷口六〇二番の先から八頭郡船岡町大字見中字堅繩一七八番の一の先まで	昭和五十年十月三日	

三

一 縦覧期間

昭和五十年十月十三日から昭和五十年十月二十六日まで

二 縦覧場所

米子市久米町七番地 鳥取県米子都市開発事務所

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所

鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月五百円（送料を含む。）】